

平成24年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

県内9市町が本制度を活用し、中山間地域の農業生産活動等を支援しました。

(9市町・・・大津市、長浜市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、愛荘町、多賀町)

(2) 協定の締結状況

● 集落協定・・・平成24年度は前年度と変わらず、9市町135協定でした。

集落協定への参加農家数は3,394人(H23は3,368人)でした。

● 個別協定・・・平成24年度に新たに協定を締結した地域はなかったため、平成22年度に協定を締結した2市2地域が取組を継続している状況です。

(3) 協定農用地の総面積

協定農用地の総面積は1,568.6ha(H23は1,550.4ha)で、県内9市町における対象面積2,196.2haの約71.4%でした。

(4) 対象行為と選択的必須要件の取り組み

137協定のうち、通常単価(※1)で取り組んだ協定は115協定、基礎単価(※2)で取り組んだ協定は22協定で、前年度と同じでした。

※1 通常単価・・・耕作放棄の防止活動等の基本的生産活動に加えて、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(機械・農作業の共同化や、多様な担い手の確保など)に取り組んだ場合に交付される単価

※2 基礎単価・・・耕作放棄の防止活動等の基本的生産活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額

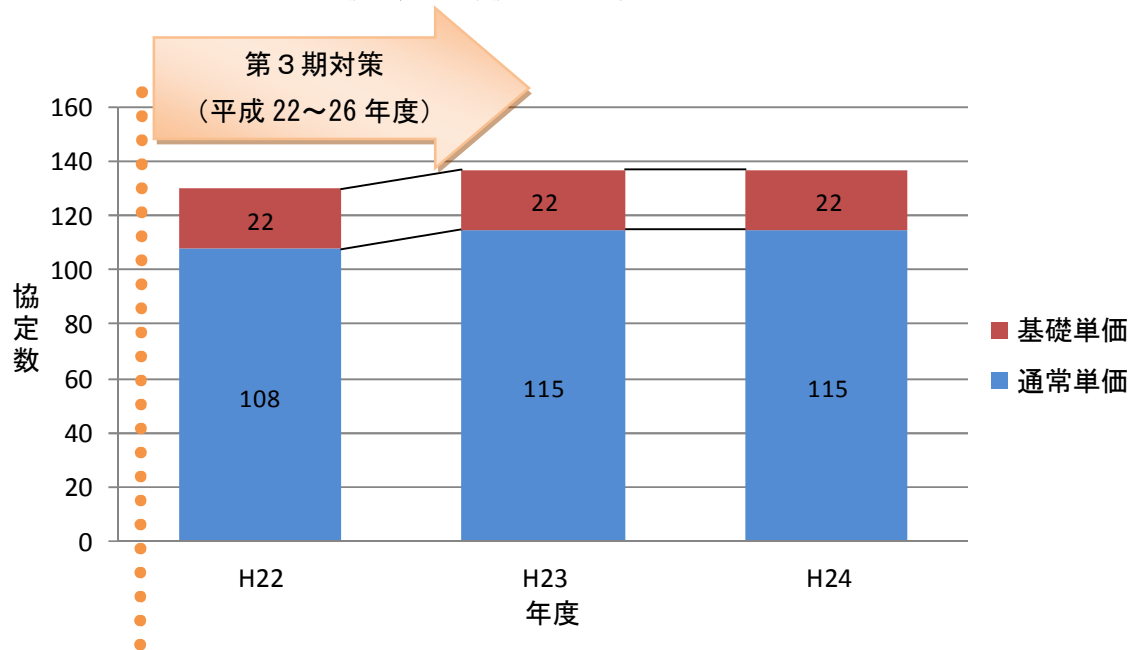


図-1 協定数の推移

対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数			集落協定 参加農家 数(人)
				通常単価 (10割)	基礎単価 (8割)	
大津市	590.4	464.7	22	15	7	1,109
甲賀市	673.4	420.4	54	54	0	847
湖南市	7.1	6.5	1〔1〕	1〔1〕	0	—
東近江市	127.1	125.2	12	11	1	352
愛荘町	47.6	47.5	3	1	2	81
多賀町	19.6	14.0	2	2	0	35
米原市	264.8	208.9	14	14	0	354
長浜市	220.8	158.8	18	16	2	452
高島市	245.4	122.5	11〔1〕	1	10〔1〕	164
滋賀県計	(2,195.9)	(1,550.4)	(137〔2〕)	(115〔1〕)	(22〔1〕)	(3,368)
	2,196.2	1,568.6	137〔2〕	115〔1〕	22〔1〕	3,394

※滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による

※（ ）内は H23 年度の数字

※湖南市、高島市の協定数欄の〔 〕は個別協定数で内数

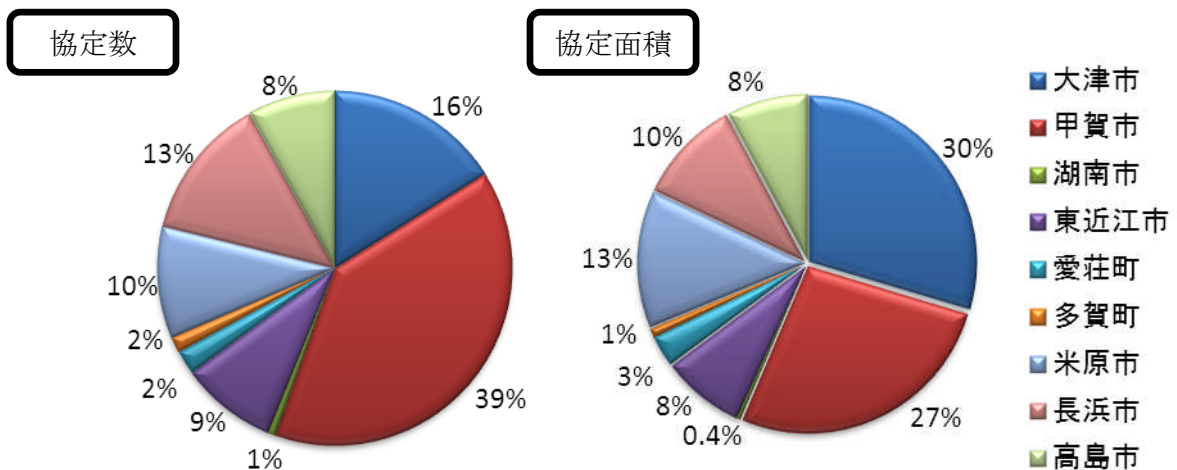


図-2 各市町の協定数、協定面積割合

2. 協定農用地の面積

協定農用地の総面積 1,568.6ha のうち、法指定地域（※3）の総面積は 712.8ha、特認地域（※4）の総面積は 855.8ha でした。

市町名	協定面積			法指定地域			特認地域		
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	464.7	464.7	0	46.6	46.6	0	418.1	418.1	0
甲賀市	420.4	369.7	50.7	207.7	157.0	50.7	212.7	212.7	0
湖南市	6.5	6.5	0	0	0	0	6.5	6.5	0
東近江市	125.2	125.2	0	64.6	64.6	0	60.6	60.6	0
愛荘町	47.5	47.5	0	0	0	0	47.5	47.5	0
多賀町	14.0	14.0	0	14.0	14.0	0	0	0	0
米原市	208.9	208.9	0	208.9	208.9	0	0	0	0
長浜市	158.8	158.7	0.1	123.7	123.6	0.1	35.1	35.1	0
高島市	122.5	122.5	0	47.2	47.2	0	75.3	75.3	0
滋賀県計	1,568.6	1517.8	50.8	712.8	662.0	50.8	855.8	855.8	0

※3 法指定地域とは、特定農山村法、山村振興法、過疎法のいずれかに指定された地域

※4 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

※5 滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による

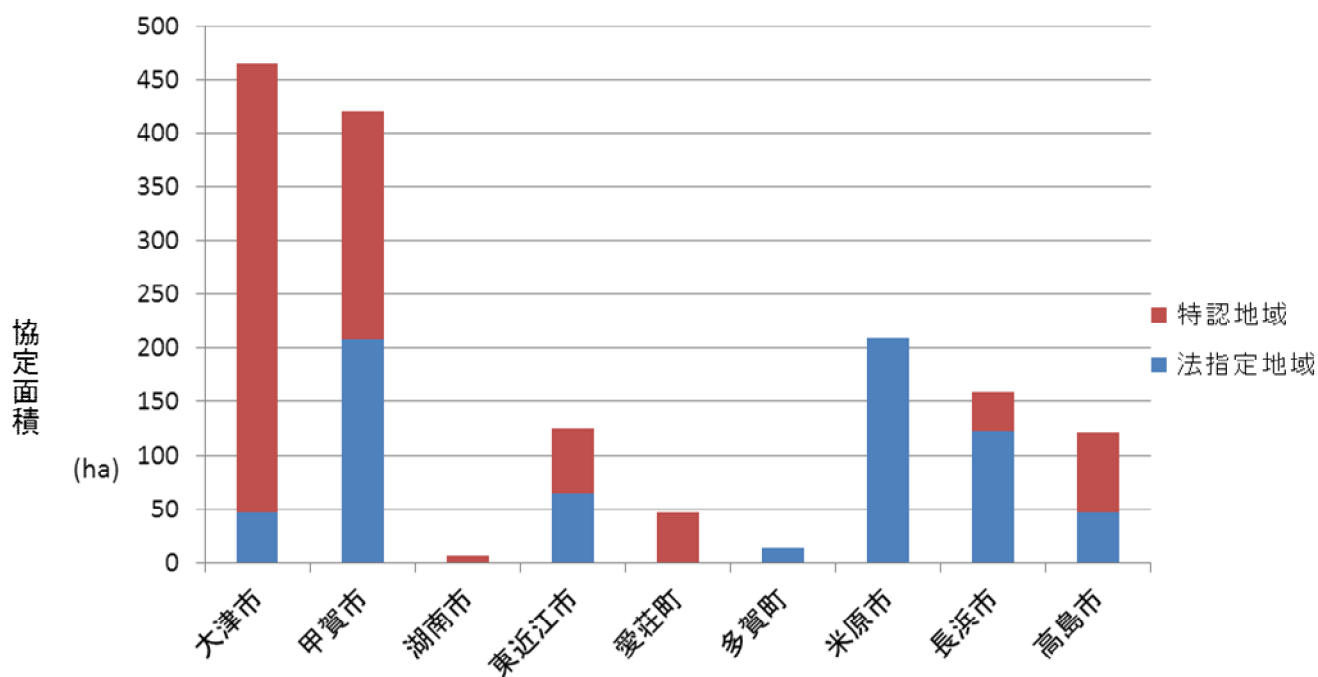


図-3 各市町の協定面積

3. 交付金額・使途状況

(1) 交付金額

総交付金額は 244,062 千円 (H23 は 242, 826 千円) でした。協定面積の増加等により、平成 23 年度から 1,236 千円の増額となりました。

(2) 交付金の使途

各協定への交付金は総額の 70.6% が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費など）に充てられ、29.4% が個人配分（※5）となりました。

※5 個人配分・・・農地の地形等の農業生産条件の不利性を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。

交付金額・使途状況

単位：千円

市町名	交付額		割合 (%)	
		共同取組活動	個人配分	(共同：個人)
大津市	91,246	56,513	34,733	61.9 : 38.1
甲賀市	50,473	42,287	8,186	83.8 : 16.2
湖南市	1,366	—	1,366	0 : 100 (個別協定のみ)
東近江市	25,971	21,495	4,475	82.8 : 17.2
愛荘町	3,423	3,423	0	100 : 0
多賀町	1,120	412	708	36.8 : 63.2
米原市	32,061	18,091	13,969	56.4 : 43.6
長浜市	20,985	18,292	2,692	87.2 : 12.8
高島市	17,418	11,802	5,616	67.8 : 32.2
滋賀県計	(242,826)	(173,358)	(69,458)	(71.4 : 28.6)
	244,062	172,316	71,746	70.6 : 29.4

※合計の不整合は各項の四捨五入による

共同取組活動費の使途内訳

単位：千円

市町名	共同取組活動費	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	その他	積立等
大津市	56,513	2,965	855	13,195	4,545	14,840	3,214	0	3,559	0	0	6,462	6,878
甲賀市	42,287	1,360	975	8,697	2,936	6,605	2,536	1,050	0	0	119	3,011	14,997
東近江市	21,495	485	0	5,474	3,350	1,000	1,000	0	250	0	100	126	9,710
愛荘町	3,423	0	0	0	0	2,507	0	0	0	0	0	0	916
多賀町	412	140	0	0	0	272	0	0	0	0	0	0	0
米原市	18,091	785	0	3,989	1,194	3,127	2,486	0	12	0	0	450	18,251
長浜市	18,292	652	0	1,786	1,035	4,430	591	700	0	0	0	294	8,804
高島市	11,802	430	198	1,118	99	4,820	0	0	397	0	0	0	4,740
滋賀県計	172,316	6,817	2,028	34,260	13,159	37,601	9,827	1,750	4,218	0	219	10,343	64,296

※6

※6

※合計の不整合は各項の四捨五入による

※6 前年度以前の積立額も含む

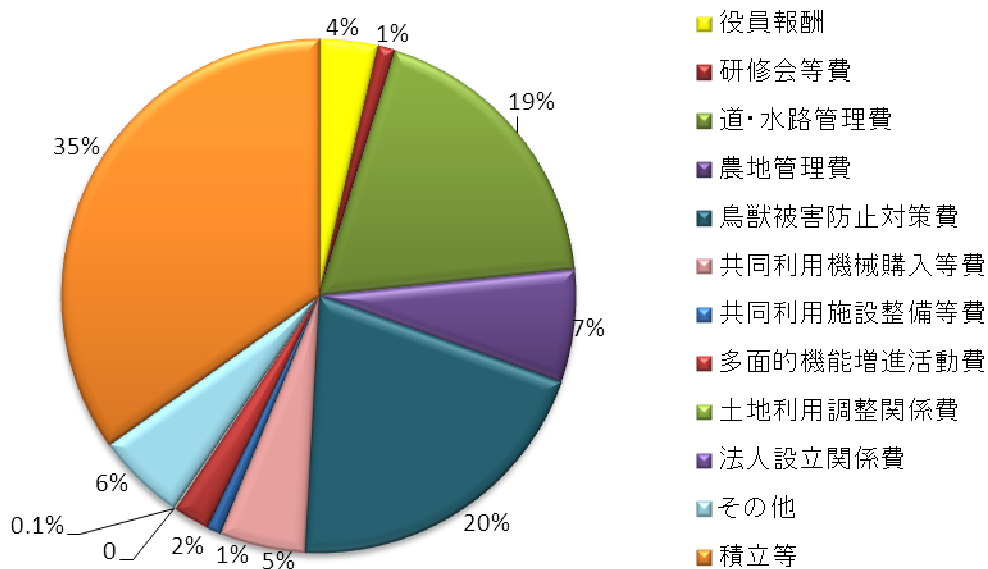


図-4 共同取組活動費の使途内訳 (滋賀県計)

4. 集落協定地区における農業生産活動等の継続のための体制整備に向けた取り組み状況

通常単価で取り組む集落協定全 114 協定のうち、111 協定において C 要件の取組が実施されました。

市町名	集落協定数	通常単価			
		取組集落数	A 要件 (※7)	B 要件 (※8)	C 要件 (※9)
大津市	22	15	5	1	14
甲賀市	54	54	0	0	54
東近江市	12	11	0	0	11
愛荘町	3	1	0	1	0
多賀町	2	2	0	0	2
米原市	14	14	1	0	13
長浜市	18	16	0	0	16
高島市	10	1	0	0	1
滋賀県計	135	114	6	2	111

【湖南市は個別協定のみのため非掲載】

※7 A要件の取組内容…協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化等

※8 B要件の取組内容…集落を基礎とした営農組織の育成、担い手への集積化

※9 C要件の取組内容…集落や組織による集団的かつ持続可能な体制整備（農業の継続が困難な農地が生じた場合に、その農地を引き受け管理する者を協定で定める）

5. 個別協定の取り組み状況

平成 24 年度は、湖南市と高島市の 2 地域で個別協定に取り組まれました（平成 22 年度に協定締結）。取り組み内容は以下のとおりです。

市町名	湖南市	高島市
協定締結者	農業生産法人	認定農業者
自作地の有無	無（利用権の設定農地のみ）	有（自作地＋利用権設定農地）
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動を 5 年間以上継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動を 5 年間以上継続 ・耕作放棄の防止活動（柵、ネット等の設置） ・水路の管理 ・景観作物の作付け

※ 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を 5 年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となります。

6. 加算措置の取り組み状況

平成 22 年度から甲賀市の 1 協定が法人設立に向けた活動に取り組まれているほか、平成 23 年度から新たに米原市の 1 協定が規模拡大に向けた活動に取り組まれ、それぞれ加算措置を受けました。

加算措置名	協定数	該当市町名
法人設立加算	1	甲賀市
土地利用調整加算	0	—
耕作放棄地復旧加算	0	—
規模拡大加算	1	米原市